

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1226号)

平成25年7月18日

横 情 審 答 申 第 1 2 2 6 号

平 成 2 5 年 7 月 1 8 日

横浜市 市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年9月19日栄保年第712号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成18年8月、9月、10月、11月、12月、平成19年1月、2月、3月、4月、5月、6月の特定歯科医院に係る診療報酬明細書（特定文書番号）」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「平成18年8月、9月、10月、11月、12月、平成19年1月、2月、3月、4月、5月、6月の特定歯科医院に係る診療報酬明細書（特定文書番号）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成18年8月、9月、10月、11月、12月、平成19年1月、2月、3月、4月、5月、6月の特定歯科医院に係る診療報酬明細書（特定文書番号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年8月7日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 診療報酬明細書は、保険医療機関が自ら行ったとする療養給付に関する費用を保険者に請求するために作成するものである。受け取る立場の保険者である横浜市としては、その内容は保険医療機関からの請求内容であるため、訂正を行っていない。また、その性質は、保険医療機関からの療養給付に関する費用が請求されたことの証拠として保管されているものであり、被保険者が実際に受けた診療内容記録として保管しているものではない。
- (2) 診療報酬明細書の記載内容が実際の診療内容と異なることを理由に、保険者が診療報酬明細書の診療内容を誤りのある個人情報として訂正することは、保険医療機関が請求した療養給付に関する費用の内容を明らかにするという診療報酬明細書本来の利用目的に反することになる。
- (3) そこで本件個人情報の保管目的について考えると、本件個人情報に記された内容は、異議申立人（以下「申立人」という。）が実際に受けた診療内容を直接明らかにするものではなく、特定歯科医院からの請求内容を明らかにするものである。こ

のため、申立人が異議申立ての理由で述べている個人情報とは性格の異なるものであり、本件訂正請求の対象としては適さないと考える。

- (4) 指導・監督等により、保険医療機関での診療内容と療養給付に関する費用の請求内容が異なることが判明し、診療報酬の返還がある場合は、保険医療機関ごとに、今後支払われるべき診療報酬から控除することにより行う。個人情報非訂正決定通知書には上記と同内容の理由を記載しており、訂正をしない決定に係る理由付記を義務付けている条例第41条には違反しないものとする。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
(2) 訂正を求める主な内容及びその根拠は以下のとおりである。

ア 特定歯科医院が保険者へ提出した診療報酬の返還同意書により医療費が減額され、診療報酬請求の全てが認められなかったものについては、診療報酬明細書の当該部分に削除線を引くこと。

イ 特定歯科医院が保険者へ提出した診療報酬の返還同意書により医療費が減額され、診療報酬請求の一部が認められなかったものについては、診療報酬明細書の当該部分の点数を記載し直すこと。

ウ 上記ア及びイの内容により、小計及び合計の欄の数字が変更になるので、当該部分について、削除線を引くこと又は記載し直すこと。

エ 保険者である横浜市から被保険者である申立人へ送付した減額医療費通知及び神奈川県が作成した診療報酬の減（増）額査定に関する医療費通知実施要領（以下「実施要領」という。）により、診療報酬明細書に減点通知をした日付を記載すること。

- (3) 実施要領の「6 事務処理の方法(3) 整理簿の作成」によれば、保険者は被保険者に減額医療費通知をしたら、診療報酬明細書に減点通知の日付を表示しておくとなっている。本件において、横浜市は、申立人に減額医療費通知を送付しているにもかかわらず、診療報酬明細書に減点通知の日付を表示していない。本件訂正請求において、診療報酬明細書に減点通知の日付の追加を求めたところ本件処分をされたが、この点につき理由が示されなかった。なぜ、実施要領が適用されないのか不明である。条例第41条違反となるため、本件処分は取り消されるべきである。

- (4) 診療報酬明細書は、被保険者が受けたとされる診療内容が個人情報として記載されている。もし、その内容に事実の誤りがあれば、訂正されるべきである。診療報酬明細書の最下段には、保険金支払額についての審査結果や決定内容を記入する欄があることから、診療報酬明細書の訂正は書面上予定されている。横浜市は保険者として診療報酬明細書の審査権限を有するので、診療報酬明細書の訂正は可能である。

5 審査会の判断

(1) 横浜市国民健康保険の診療報酬に係る事務について

横浜市国民健康保険の被保険者が保険医療機関で診療を受けると、当該医療機関は保険者である横浜市に、被保険者の自己負担金を除いた医療費を診療報酬明細書により請求する。保険者である横浜市は、請求内容を審査の上、保険医療機関に診療報酬を支払う。診療報酬の審査支払事務については、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託しており、国保連合会において審査済みの診療報酬明細書は、支払明細に係る歳出入の証拠書類として保管している。また、診療報酬明細書は、従来は紙媒体であったが、現在は原則として電子媒体となっている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、特定歯科医院が、平成18年8月から平成19年6月までの療養給付に関する費用を請求するために、自らが行ったとする診療の内容を記載して国保連合会に提出した申立人に係る診療報酬明細書であり、保険者である横浜市は国保連合会による審査の後に本件個人情報を取得し、保管している。

イ 申立人から提出された個人情報訂正請求書の添付資料によると、本件個人情報に係る内容は、平成20年に厚生労働省及び神奈川県から特定歯科医院あてに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第41条等に基づく個別指導があり、特定歯科医院も診療報酬の返還に同意していることが認められる。また、当該診療報酬が保険者である横浜市に返還され、横浜市からは被保険者である申立人に対し、減額医療費通知を送付していることも認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第35条第1項では、「訂正請求は、・・・訂正請求書・・・及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定している。また、保有個人情報の訂正義務について、条例第36

条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報を訂正することは、特定歯科医院が請求した療養給付に関する費用を明らかにするという診療報酬明細書本来の利用目的に反することになると主張しているため、当審査会で平成25年4月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件に係る個別指導については、厚生労働省及び神奈川県が特定歯科医院へ行ったものである。実施機関としては、特定歯科医院が提出した返還同意書が神奈川県から送付されるため、返還の事実を把握することができるが、個別指導の詳細な内容について把握できる立場にはない。したがって、本件は実際に診療を行っていないが診療をしたとして請求したという架空請求等の不正請求があったのか、又は診療報酬請求のうち算定要件を満たしていない等の不当請求があったのかなどの事実関係は承知していない。

(イ) 横浜市国民健康保険の被保険者に係る診療報酬明細書は、保険医療機関から国保連合会に提出されて審査を受ける。審査の結果、保険点数が増減するものはその内容及び保険点数を見え消しで修正する。保険者である横浜市と保険医療機関は、国保連合会の審査結果に疑義がある場合、再審査を請求することができ、国保連合会の再審査により点数が増減するものは、その内容及び保険点数を見え消しで修正する。診療報酬明細書は「診療報酬の請求明細」のほかに「診療報酬を国保連合会が審査し決定する過程を記録したもの」の性格を有する。

(ウ) 個別指導により保険医療機関が診療報酬の返還に同意する場合、保険医療機関は神奈川県知事あてに返還同意書及び内訳書を提出し、この返還同意書及び内訳書の写しが神奈川県から保険者である横浜市に送付される。実施機関では、返還同意書及び内訳書の写しを5年保存としている。

個別指導により保険医療機関が診療報酬を返還する場合、国保連合会の審査を経由しない。そのため、診療報酬明細書を訂正すると、保険医療機関からの当初の請求内容及び診療報酬を国保連合会が審査し決定する過程が不明となり、また、保険医療機関から保険者への直接返還した金額を記載すると、国保連合会から保険医療機関への支払額を変更することになる。そうすると、保険医療

機関が請求した療養給付に関する費用を明らかにするという診療報酬明細書本来の利用目的に反することになり、また、診療報酬を国保連合会が審査し決定した過程の記録としても正しくないものとなる。

(エ) 国保連合会の現行のシステムは、横浜市では閲覧は可能だが、診療報酬明細書の訂正や摘要欄への記載といったデータ編集はできない。横浜市だけでなく、どの市町村も減点日付を記録することはできない。

(オ) 診療報酬の減(増)額査定に関する医療費通知の実施について(通知)(昭和63年5月17日国保第44号)は、当時紙媒体の診療報酬明細書を手作業により処理していた頃の、神奈川県からの通知及び実施要領である。審査支払機関である国保連合会において医療費の額が変更されたものについて、被保険者に減額医療費通知を出した場合にそのことが分かるようにしておくという趣旨で、減点したら診療報酬明細書に日付を記載するとしたものである。その後、実施要領等の改正はないが、上述のとおり現行のシステムでは診療報酬明細書そのもののデータ編集はできない。なお、被保険者から問合せがあった場合には、診療報酬明細書並びに返還同意書及び内訳書の写しにおいて、診療報酬の増減について回答することが可能である。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件個人情報、特定歯科医院が療養給付に関する費用を請求するために自らが行ったとする診療の内容を記載して作成し、国保連合会に提出したものである。実施機関は、国保連合会による審査の後に本件個人情報を取得し、支払明細に係る歳出入の証拠書類として本件個人情報を保管している。

本件個人情報は、その保管目的からすると、申立人が実際に受けた診療内容を直接明らかにするものではない。そのため、本件個人情報の記載内容が、実際の診療内容と異なることを理由に、実施機関が本件個人情報を誤りのある個人情報として訂正することは、保険医療機関が請求した療養給付に関する費用の内容等を明らかにするという診療報酬明細書としての性格に適さない。

(イ) また、実施機関は、本件について、不正請求又は不当請求が行われたかどうかの事実関係を把握できる立場になく承知していないと説明している。

そうすると、例えば個別指導の結果、保険医療機関の不正請求等が明らかになる場合には当該診療報酬明細書は証拠として機能するものであるから、むしろ現状のまま保管すべきとも言える。

(ウ) 以上のことを考え合わせると、本件個人情報の内容により特定歯科医院から診療報酬の請求がなされ、国保連合会における審査結果が記録されたという事実には誤りはないことから、当審査会は、本件個人情報は条例第36条の規定に基づく訂正をしなければならない理由があるものとは認められないと判断した。

(エ) なお、実施機関は個別指導の対象となった診療報酬明細書について、診療報酬明細書並びに返還同意書及び内訳書の写しにて、診療報酬の増減を被保険者へ回答することが可能であると説明する。しかし、当該文書は一体として保管されておらず、診療報酬明細書を見ただけでは個別指導により診療報酬が返還されているか否か分からないものとなっているため、診療報酬の内容について被保険者に対し誤解を生じさせるおそれがあると言える。

実施機関の説明ではシステム上診療報酬明細書の訂正などのデータ編集はできないとのことであるが、個別指導により診療報酬の増減に関する情報がある場合には、別途そのことがわかるような措置をとり、被保険者に対し適切に情報提供ができるような運用がなされることが望ましいと考える。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月19日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成24年10月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年10月18日 (第144回第三部会) 平成24年10月25日 (第216回第一部会) 平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・諮問の報告
平成25年3月18日 (第153回第三部会)	・審議
平成25年4月4日 (第154回第三部会)	・審議
平成25年4月18日 (第155回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年5月16日 (第156回第三部会)	・審議
平成25年5月30日 (第157回第三部会)	・審議
平成25年6月20日 (第158回第三部会)	・審議